

○京都丹波観光協議会

第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波（以下「緑化フェア」という。）の開催期間内に、亀岡市、南丹市及び京丹波町の全域（以下、「京都丹波エリア」という。）への集客・周遊を通じて地域の活性化を図るため、京都丹波エリア内を観光周遊する貸切バスを利用した旅行商品に係る経費の内、貸切バスの借上げに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都丹波エリア内での観光旅行を企画する旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく登録旅行者（京都丹波エリア内外を問わない。）とし、次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 事業に必要な許認可を得る見込みがあること又は得ていること。
- (2) 第三者の権利を侵害するような内容でないこと。
- (3) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。
- (4) 申請に必要な書類をすべて提出できること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (7) 事業実施に当たり、行政機関の許可等が必要な場合は、申請前に実施内容等について当該管理者と十分に調整を行うこと。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 緑化フェアの開催期間である令和 8 年 9 月 18 日から 11 月 8 日までの間に催行される観光バスツアーで、京都丹波エリア外を発着とする貸切バスを利用した「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」であること。
また、バス 1 台につき 10 名以上（乗務員及び添乗員を除く。）の参加者がいること。
- (2) 次に掲げる別表第一の左欄に掲げる観光バスツアーの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する条件を満たすこと。

別表第一

観光バスツアーの区分	条件
日帰りツアー	京都丹波エリア内の事業者による昼食又は夕食の提供を受ける行程を含み、かつ、緑化フェアのフェアスポットと京都丹波エリア内の観光施設、文化施設、土産物店及び体験施設（以下、「観光施設等」という。）をそれぞれ1箇所以上訪問するもの（ただし、フェアスポットと観光施設等は異なる市町であること。）
宿泊ツアー	京都丹波エリア内の宿泊施設で1泊以上宿泊し、かつ、京都丹波エリア内の事業者による昼食又は夕食の提供を受ける行程を含み、さらに緑化フェアのフェアスポットと観光施設等をそれぞれ1箇所以上訪問するもの（ただし、フェアスポットと観光施設等は異なる市町であること。）

(注記)

- 1 別表第一に規定する京都丹波エリア内の事業者による昼食又は夕食の提供には、京都丹波エリア内の飲食施設を利用するほか、京都丹波エリア内の事業者が当該ツアーの参加者向けに製造する弁当又は仕出し料理の利用を含むものとする。
 - 2 ただし、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等で販売される既製の弁当、惣菜、軽食類は含まないものとする。
- 2 前項に規定するほか、チラシ、パンフレット、新聞やSNS等を用いて広告を行う場合には、緑化フェアにあわせて実施するツアーであることを示す「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波記念事業」の記載及び別紙で示すロゴマークを明示すること。また、第9条の実績報告時に別途提示するアンケートをツアー参加者に対して実施し提出すること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。
- (1) 学校行事として実施するもの
 - (2) 国又は地方公共団体が実施する視察又は研修
 - (3) 宗教活動又は政治活動として実施するもの
 - (4) 他の公的助成を受けている旅行

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる別表第二のとおりとする。

別表第二

観光バスツアーの区分	休日等（行程に土曜日、日曜日、祝日を含む場合）	平日（行程に休日等を含まない）
------------	-------------------------	-----------------

日帰りツアー	貸切バス 1 台当たり 2 万円以内	貸切バス 1 台当たり 4 万円以内
宿泊ツアー	貸切バス 1 台当たり 4 万円以内	貸切バス 1 台当たり 8 万円以内

- 2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 2 号の別表第一に規定する条件に、緑化フェアの拠点を行程に加えた観光バスツアーについては、別表第二に定める補助金額に 1 万円を加算（ただし、複数の拠点を加えても同額とする。）するものとする。
- 3 前 2 項の規定により算定した補助金の額が、当該観光バスツアーに係る貸切バスの借上げに要する経費の額を超える場合は、当該経費の額を補助金の上限とする。

（交付の申請）

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、旅行予定日の 14 日前までに京都丹波観光協議会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。
- 2 補助金の交付申請は、同一の申請者にとっては、同一年度において 20 万円を限度とする。

（交付の決定）

- 第 6 条 会長は、前条第 1 項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定した場合は第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 会長は、交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

- 第 7 条 前条第 1 項に規定する交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金変更交付申請書に必要な書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で会長が認めるものについては、この限りでない。
- 2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その変更内容等を審査し、適当であると認めるときは、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者には通知するものとする。

（補助対象事業の中止）

- 第 8 条 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、第 43 回全国都市緑化フ

フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金中止申請書を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請事項を承認すべきと認めたときは、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業中止承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日以内に、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき補助金の額を決定し、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 補助事業者は、前条の確定通知書の通知をもって、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波緑化フェア観光周遊バスツアー促進事業補助金請求書により会長に交付請求を行うものとする。

(補助金の支払い)

第 12 条 会長は、前条の請求を受けたときは、速やかに補助事業者へ補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第 13 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 第 2 条に規定する補助対象者の要件又は第 3 条に規定する補助対象事業に該当しない事実が判明したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 会長は、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、第 43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波観光周遊バスツアー促進事業補助金交付決定取消通知書により当該補助事業

者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 会長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに関し既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第 15 条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

2 会長は、書類等の保管期間において、必要に応じて補助事業者に書類等の提示を求めることができるものとし、補助事業者は、それを拒むことはできないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 28 日から施行する。